

(8) 更生保護，自立・立ち直り支援（法務省）

ア 少年院からの仮退院，少年刑務所等からの仮釈放

少年院からの**仮退院**と少年刑務所等からの**仮釈放**とは，収容されている者を，法律や判決，決定によって定められている収容期間の満了前に仮に釈放し，その円滑な社会復帰を促す措置である。少年院からの仮退院と少年刑務所等からの仮釈放を許された者は，収容期間が満了するまでの間，保護観察を受ける。平成24（2012）年における少年院仮退院者は，全出院者の99.4%に当たる3,421人であった。

保護観察所は，少年院からの仮退院と少年刑務所等からの仮釈放に先立って，出院・出所後の少年を取り巻く生活環境（家庭，職場，交友関係など）が，その改善更生を促す上で適切なものとなるよう，引受人などとの人間関係や出院・出所後の職業などについて調整を行い，受入体制の整備を図っている。

イ 保護観察

保護観察は，非行・犯罪に陥った少年に，社会生活を営ませながら，その改善更生を図る上で必要な生活行動に関する一定の事項（**遵守事項**と**生活行動指針**）を守って健全な生活をするよう指導監督するとともに，自助の責任を踏まえつつ，就学や就職などについて補導援護することにより，少年の改善更生を促すものである<sup>119</sup>。保護観察官と民間篤志家である保護司とが協働して，その実施に当たっている。平成24（2012）年に保護観察所が新たに開始した保護観察事件数の59.0%に当たる25,971件が，家庭裁判所の決定により保護観察に付された少年や地方更生保護委員会の決定により少年院からの仮退院を許された少年の事件であった。近年では，暴走族に関係のある少年や無職少年の比率が高い状態が続いている。

複雑かつ困難な問題を抱えた少年に対しては，保護観察官による直接的関与の程度を強めるなどにより，重点的な働き掛けを行っている。また，少年の持つ問題性やその他の特性を類型化し，各類型に焦点を当てた処遇を実施している。北海道雨竜郡沼田町の「**沼田町就業支援センター**」では，主に少年院を仮退院した少年を対象とし，旭川保護観察所沼田駐在官事務所に併設された宿泊施設に居住させ，濃密な保護観察を実施するとともに，同町が運営する農場で農業実習を受けさせ，改善更生の促進を図っている<sup>120</sup>。（第2-3-13図）

第2-3-13図 沼田町就業支援センター



(出典) 法務省ホームページ ([http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_hogo19.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo19.html))

119 [http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_hogo01.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo01.html)

120 [http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo\\_hogo19.html](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo19.html)

## ウ 処遇全般の充実・多様化

## ① 関係機関の連携

非行の深刻化に対処するため、少年のプライバシーなどとの調整を図りながら、関係機関が情報を共有し、各機関のなすべき役割を果たしていく必要がある。

法務省は、以下の取組により、保護処分 of 適正かつ円滑な執行を図っている。

- ・全国の少年院において、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所、少年鑑別所といった関係機関の担当者が一堂に会し、在院者の少年院入院後の処遇経過や今後の処遇方針、保護関係調整について検討を行う**処遇ケース検討会**を実施
- ・家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、少年院や保護観察における効果的な処遇と連携の在り方を検討するため、定期的に協議会を開催
- ・処遇機関において、必要に応じ、学校、警察、福祉施設の職員とも個別事例の検討を実施

## ② 社会参加活動や社会貢献活動による改善更生の取組

保護観察所は、社会性に乏しい少年を社会体験的な活動に参加させることにより、その健全育成を図る社会参加活動を実施している。また、少年や若者を中心とする保護観察対象者が、福祉施設での介護補助活動や公共の場所での清掃活動など社会に役立つ活動を行い、他人から感謝されることで自己有用感や社会性、規範意識の向上を図る社会貢献活動に関する規定が、平成25（2013）年6月に公布された「**刑法等の一部を改正する法律**」（平25法49）により、「**更生保護法**」に基づく保護観察の**特別遵守事項**の類型の一つに加えられた。この規定の施行<sup>121</sup>を見据え、保護観察所では、本人の同意を得た上で、関係機関・団体の協力の下、各地で社会貢献活動を先行実施するとともに、一層多様で効果的な活動を実施するため活動先の開拓・確保に努めている。

COLUMN  
NO.7

## 更生保護における社会貢献活動

犯罪をした人や非行のある少年のうち、多くの者に共通する傾向として、「どうせ頑張っても無駄だ」「自分など誰の役にも立たない」といった諦めの気持ちや自信のなさがある。これらは、犯罪や非行から立ち直り、一人の社会人として自立していく上で克服しなくてはならない大きな課題の一つである。ここでは、こうした課題を克服するために、保護観察に付された少年などに対して保護観察所が行っている取組の一つである社会貢献活動について紹介する。

## 1 概要

社会貢献活動とは、社会の役に立つ活動を行い、他人から感謝されることを通じて、達成感（「自分もやればできるんだ」）や自己有用感（「自分も人の役に立てるんだ」）を獲得させ、その立ち直りを促し、再犯・再非行の防止を図る取組である。

活動の内容としては、例えば、公園や海岸といった公共の場所での環境美化活動や、福祉施設での車椅子や遊具の清掃、介護・レクリエーションの補助といった活動が実施されている。

121 この社会貢献活動に関する規定は、公布の日から2年を超えない日に施行する予定。



河川敷における環境美化活動



保育施設での手伝い

## 2 参加者の反応

参加した少年からは、「人のために何かをすることは今までなかったけれど、これからは積極的にやりたいと思った」「暑かったけど、最後まで頑張ることができた」「お年寄りの方が『また来てね』と言ってくれて、うれしかった」など、活動を通して、自分の新たな一面を見出したり、人の役に立つことのうれしさや他者に配慮することの大切さに気付いたりしたという感想が寄せられている。

## 3 活動をより充実させるために

社会貢献活動を実施するためには、活動場所の提供をはじめ、活動中の保護観察対象者に対する助言や励ましをいただいたり、一緒に活動していただいたりするなど、地域の様々な機関や法人、ボランティア団体その他の方々の協力が不可欠である。

保護観察の特別遵守事項の類型の一つとして社会貢献活動を設定することを可能とする改正更生保護法が、平成27（2015）年6月までに施行されることとなっている。今後、より多様な活動場所を確保し、一層効果の高い活動を実施するため、社会貢献活動に対する地域の方々の理解と協力がこれまで以上に得られるよう、積極的な広報活動や、活動場所を提供していただく機関・団体などが感じる不安の低減などに努めていく。

### ③ 民間ボランティア・施設・団体等との連携

（第2部第4章第3節2「地域における多様な担い手の育成」を参照。）

#### (9) 非行少年に対する就労支援等（法務省、厚生労働省）

少年院や少年刑務所等は、処遇の一環として、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起し、各種の資格取得を奨励している。また、ハローワークなどとの連携による職業講話、職業相談、職業紹介、求人情報の提供といった就労支援を実施している。（第2-3-14図）